

プラン兼事業等利用申込書

ID		プラン作成日	平成 25 年 6 月 1 日
※作成回	■初回 □再プラン()回目	プラン作成担当者	

ふりがな	やまだけいこ	性別	□男性 ■女性 □()
氏名	山田 恵子	生年月日	□大正 ■昭和 □平成 〇〇年 〇月 〇日 (46 歳)

■解決したい課題

家計の全体を把握して支出を整理するとともに、制度の活用も検討して家計の立て直しを図りたい

パートの掛け持ちを辞めて一つの職場で安定して働いていきたい

夫にも就職活動に取り組んでもらいたい

長女が生活のリズムを取り戻し、落ち着いて通学できるようにしたい

■目標(目指す姿)※ <本人が設定>

長期目標	本プランにおける達成目標
一つの職場で安定して働き、残業せずに帰宅したい 明るい家庭を取り戻したい	債務や滞納を整理して家計を立て直す 夫が自立相談支援センターとつながる 長女が学習支援を受ける

■プラン※ <法に基づく事業等だけでなく、自立相談支援機関や関係機関等が行うことや、本人が行うことも含めて記入>

実施すること (本人・家族等・自立相談支援機関・その他関係機関)	備考(関係機関・期間・頻度など)	法に基づく 事業等 (該当時○)
債務整理に取り組む	本人と夫、弁護士(法テラスの活用)。 初回は自立相談支援センターが同行	
家計相談支援により家計の全体を把握して、世帯全体の必要な収入額を明確にするとともに、就学援助等、活用できる制度につなげる。	本人と家計相談支援機関。夫にも同席を促す。制度へのつながりは自立相談支援センター。1 か月程度でおおむねの収入目安を得る。	○
一つの職場で無理なく働けるよう、転職の可能性を検討する	本人、ハローワーク (家計相談支援の推移を見ながらパートを減らし、転職活動を本格化させる)	
夫に自立相談支援センターに相談するよう、働きかける	本人、自立相談支援センター	
長女が学習支援事業を利用する	長女、学習支援機関(見学には自立相談支援センターが同行)	○

■法に基づく事業等※

メニュー		利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
1	住居確保給付金	☐ 有 ☐ 無	支給期間 ____年__月__~____年__月__ヵ月 給付額 ____円/月 ☐ 申込中 ☐ 既受給 ☐ 申込予定 備考()
2	一時生活支援事業	☐ 有 ☐ 無	支援期間 ____年__月__日 ~ ____年__月__日 ☐ 申込中 ☐ 既利用 ☐ 申込予定 備考()
3	家計相談支援事業	■有 ☐ 無	支援期間 25 年 6 月 ~ 26 年 6 月 備考()
4	就労準備支援事業	☐ 有 ☐ 無	支援期間 ____年__月__日 ~ ____年__月__日 備考()
5	認定就労訓練事業	☐ 有 ☐ 無	☐ 雇用型 ☐ 非雇用型 支援期間 ____年__月__日 ~ ____年__月__日 備考()
6	自立相談支援事業 による就労支援	☐ 有 ☐ 無	

■その他関連する事業等※

メニュー	利用有無	支援方針(期間・実施機関・給付額等)
生活福祉資金等による貸付	☐ 有 ☐ 無	
生活保護受給者等就労自立促進事業	■有 ☐ 無	当面は、転職について本人が自信をもつことを目標とし、家計相談により家計再建の見通しを立てたうえで転職活動を本格化させる

■プランの期間と次回モニタリング(予定)時期

※プラン期間	平成 25 年 12 月 31日まで	次回モニタリング時期	平成 26 年 11月
--------	--------------------	------------	-------------

■プランに関する本人同意・申込署名欄

〇〇様
私は、 ☐上記のプランに基づく支援について同意します。
☐法に基づく事業(上記3, 4, 5)の利用を申し込みます。
平成____年__月__日 本人署名_____ 印

<支援調整会議・支援決定>

※支援調整 会議開催日	①平成 ____年__月__日 ②平成 ____年__月__日 ③平成 ____年__月__日	※支援決 定・確認	☐ 支援決定(法に基づく事業(上記3,4,5)) ☐ 確認(法に基づく事業(上記3,4,5)以外) (決定・確認日:平成 ____年__月__日)
----------------	---	--------------	---

<備考>

<必要添付書類>

☐インテーク・アセスメントシート
☐その他添付書類(法に基づく事業等の利用にあたって必要とする添付書類)

【5'】プラン兼事業等利用申込書追加確認項目

入力・集計支援ツールにおいて登録が必要な追加項目についてのお願い

- 事業の実施状況把握のため、帳票(プラン兼事業等利用申込書)としては記載の必要はないものの、「入力・集計支援ツール」で入力・登録いただきたい項目が2つ(SQ1,SQ2)あります。いずれも、実態把握のため必要な「月次報告」に反映される項目ですので、もれなく入力・登録をお願いいたします。
- SQ1 は、「当該プラン期間内において、一般就労を目指しているかどうか」を確認するものです。
 - SQ2 は、「このプランを実施するにあたり、関係・関与する人や機関」を選択肢のなかからすべてチェックしていただくものです。

【入力・集計支援ツールのみで登録が必要な項目】

(SQ1)一般就労達成の目標設定状況※ (いずれかにチェック)

プラン期間中の一般就労の達成を目標にしているか	☐ はい	☐ いいえ
-------------------------	-----------------------------	------------------------------

(SQ2)プランの実施に係る関係機関・関係者※ (あてはまるものすべてにチェック)

☐ 福祉事務所(生活保護担当部署)	☐ 地域子育て支援センター・その他子育て支援機関
☐ 家庭児童相談室(福祉事務所)	☐ 男女共同参画センター・婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター
☐ 行政の子ども家庭担当部署	☐ 家計相談支援機関
☐ 行政の高齢担当部署	☐ 小口貸付
☐ 行政の障害担当部署	☐ 権利擁護・成年後見
☐ 行政の税担当部署	☐ 社会福祉協議会(小口貸付、権利擁護以外)
☐ 行政の保険・年金担当部署	☐ 法テラス・弁護士(会)・司法書士会
☐ その他行政の担当部署	☐ 消費生活センター・消費生活相談窓口・多重債務者等相談窓口
☐ ハローワーク	☐ 警察
☐ 職業訓練機関	☐ 更生保護施設・自立準備ホーム
☐ 就労支援をしている各種の法人・団体(就労訓練事業を含む)	☐ 地域生活定着支援センター
☐ 医療機関	☐ ホームレス支援機関
☐ 地域包括支援センター	☐ 一時保護施設
☐ 居宅介護支援事業所・その他介護事業所	☐ 民生委員・児童委員
☐ 保健所・保健センター・精神保健福祉センター	☐ NPO・ボランティア団体
☐ 障害者就業・生活支援センター	☐ 商店街・商工会等経済団体
☐ 障害者就労支援事業所	☐ 農業者・農業団体
☐ その他障害者支援機関・施設	☐ 生活協同組合
☐ 児童相談所・児童家庭支援センター	☐ 一般企業
☐ 学校・教育機関	☐ 町内会・自治会、福祉委員、近隣住民
☐ 地域若者サポートステーション	☐ その他()

＜後期＞
相談支援員従事者養成研修
相談支援の展開Ⅲ

支援調整会議について

平成27年10月9日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
自立支援企画調整官 鍋木 奈津子

前期研修の 復習

【復習】支援調整会議の基本的考え方 (1)

- 支援調整会議は、プラン案を共有をしたり、プラン案の適切性を協議する場であり、支援終結時にはプラン（支援）の評価を行うところである。
- 支援調整会議での協議を通して、支援の質を担保するとともに、地域に不足する社会資源について把握し、社会資源の創出に向けた検討を行っていくことができる。
- なお、支援調整会議は、プラン案の作成後にその内容の確認（適切性の確認）を行う会議であり、自立相談支援機関において開催されるケース会議や事例検討会等とは区別されるものである。

支援調整会議の役割

- ① プラン案の適切性の協議
- ② 支援提供者によるプラン案の共有
- ③ プランの終結時等の評価
- ④ 社会資源の状況の把握と創出に向けた検討

開催パターン

定期開催	検討件数が多く、参加者がある程度固定されている場合
随時開催	検討件数が少ない場合や、特に時間をかけて検討する必要がある場合
定期と随時の併用	定期の会議を基本としつつ、比較的複雑なケース等は随時の会議で検討

- ※ 定期開催の場合は、次の会議が開催されるまで支援を開始しないのではなく、事後的に報告して了承を得るといった対応を取ることが望ましい。その場合は、事後報告の頻発による会議の形骸化に留意する。
- ※ 随時開催の場合は、外部の専門職や関係機関等が参加できないことが多いことに留意する必要がある。
- ※ 随時開催のみの場合は、定期的に所内でケース会議等を開催するなどの対応策が考えられる。

支援調整会議の開催時期

- ①プラン作成時、②再プラン作成時、③終結の判断時、④プラン中断の決定時

前期研修の 復習

【復習】支援調整会議の基本的考え方（2）

構成メンバーの考え方

- 自治体職員と自立相談支援機関の支援員は、原則として参加するものである。
- 構成メンバーは、地域性やプラン内容の特性等に応じて柔軟に選定するものであるが、いずれにしてもアセスメントや課題整理の方法等が適切であるかを客観的に検証できる者の参加が望ましい。
- 自治体、支援実施機関とのコアメンバー会議と、外部専門職を加え、モニタリングや評価なども行うフルメンバーの会議との二層構造とする自治体もある。この場合、フルメンバーの会議は、月1回以上とするなどにより、会議が形骸化しないように留意する。
- 本人の参加については、本人の状況のほか体調等も十分に考慮した上で判断する必要がある。

プランに家計相談支援事業や就労準備支援事業の利用がある場合

- プランに家計相談支援事業や就労準備支援事業の利用がある場合には、当該事業の支援員が会議に出席することが望ましい。もちろん、支援調整会議の前にケース会議などで擦り合わせを行う事も重要である。
- なお、当該個別事業の支援員が個別のプラン[※]を策定している場合には、支援調整会議で共有することが望ましい。
（※）家計再生プランや就労準備支援プログラムのことを指す。

支援調整会議とケース会議・検討会議等との違い

支援調整会議について

自立相談支援機関としてプラン案を策定し、正式に会議に諮り、プラン案を確定していくために開催するもの。

ケース会議等について

支援の実施中に経過を共有して改善点を明らかにしたり、関係機関と相談や調整を図るために開催されるもの。また、支援調整会議の開催前に、事前協議を行うために開催することもある。

支援調整会議の意義と役割

－相談支援員の立場から－

相談支援員にとっての支援調整会議の意義・役割(1)

事前準備の段階

アセスメントの妥当性や抜け漏れの確認

- プラン案を主任相談支援員や就労支援員とともに確認し、アセスメントの偏りや不足している情報、抜け漏れている視点がないかについて確認をする機会となる。
- ⇒ これらの協議を通して、支援員自身がアセスメントの過程を振り返り、プランの妥当性と適切性の向上に向けて前向きに取り組めるようになる。

進捗状況の確認

- 支援調整会議の事前準備にあたり、相談支援員は担当している事案を振り返り、プラン作成の遅れや、記録作成の漏れが生じていないか等の進捗状況を確認する。
- また、緊急の場合など、すぐに対応しなければならないケースが発生していないか等の状況確認を行う。

相談支援員にとっての支援調整会議の意義・役割(2)

プランの適切性の確認（スーパービジョンを受ける場ともなり得る）

- プランの内容が課題解決や目標の達成につながるものになっているか、プランの内容に抜け漏れがないかについて、各関係機関とともに確認する。
- また、本人の思いがどのようにプラン全体に反映されているか確認する。
- 必要に応じて、アセスメントの妥当性やプラン策定にあたり不足している情報がないか等について確認する。

⇒ このようなプロセスを通して、支援調整会議では相談支援員のアセスメント力やプランの作成能力を高めるなどの、スーパービジョンの場としての機能も果たしている。

役割分担を明示し業務の重複等を避ける

- プランに基づき、関係者ごとの役割分担や主担当を明確にすることができ、業務の重複を防いだり、責任の所在を明確にすることができる。

相談支援員にとっての支援調整会議の意義・役割(3)

実践を言葉で説明する力の習得

相談支援にかかる実質的な業務量や労力といったものは、外からは見えにくいものであり、「実践を言葉で説明する力」を身に付けることが求められる。本制度への協力者や理解者を増やしていくためには、支援の効果に加え、終結に至るまでの支援の内容を支援員の苦労も含めて関係者等に理解してもらうことが重要である。

- 支援調整会議は、感情論や情緒論ではなく客観的な情報や事実に基づいてケース概要を説明する力や、相談者の課題だけでなく強みに着目して報告する力を習得する場として役立てることができる。

相談支援員にとっての支援調整会議の意義・役割(4)

プラン評価を通したエンパワメントと連携体制の構築

- 支援に携わった関係者等とプランの評価を行うことにより、これまでの実践経過を相互に評価する場としての役割を果たすとともに、感謝の気持ちを伝える場にもなる。
- ⇒ このようなプロセスを通して、関係者と良好な関係性を形成し、良い連携体制を構築することができる。

相談支援員にとっての支援調整会議の意義・役割(5)

他職種や関係者との価値観の共有

- 多様な関係機関と連携を図る時には、各々の立場の違いによって、考え方や基盤となる専門知識が異なり、支援に対する見解の相違が生じることがある。
- ⇒ 支援調整会議は、職種や機関ごとの考え方の違いを調整し、共通した価値基盤に基づいて支援を行うための土台を作る役割を担う。

関係機関とのネットワークの強化

プランの検討を通して、地域の関係機関や社会資源との連携を調整したり、ネットワークを強化するために働きかけていく役割を果たす。

【参考資料】

支援調整会議の実施状況について

自立相談支援機関における帳票類の活用等に関するアンケート調査結果

調査の概要

- 平成27年度社会福祉推進事業において、生活困窮者自立相談支援事業実施自治体のうち119自治体を対象にアンケート調査を実施。

【実施機関】 みずほ情報総研株式会社

【調査期間・対象】 平成27年7月30日～平成27年8月17日

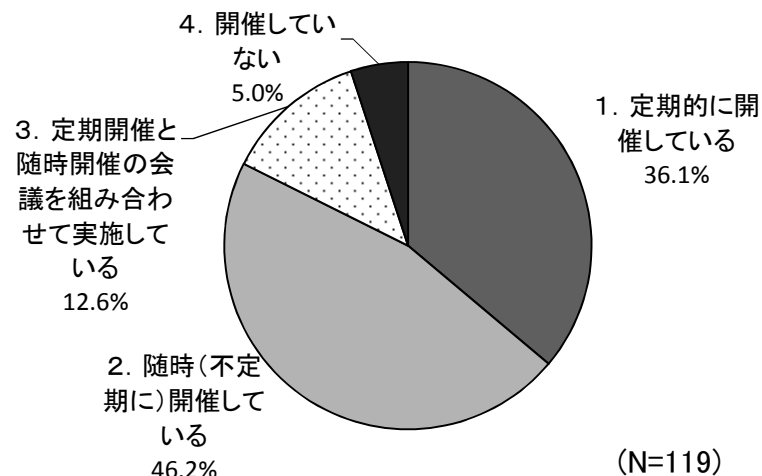
【回収率】 100%

※本事業結果をみる際には、本調査が施行直後の状況を示すものであり、今後、標準化が進んでいく可能性があることに留意が必要である。

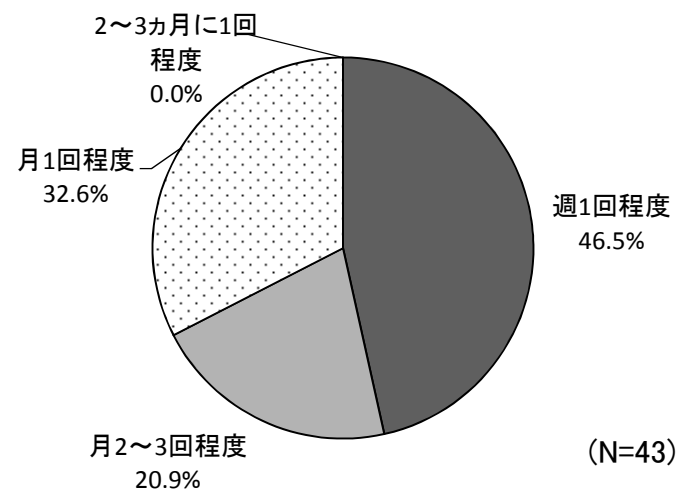
1 支援調整会議の実施状況

- 自立相談支援機関内での進行中のケースについて、情報を共有する会議（所内ケース会議など）を開催している自治体は定期開催、随時開催、定期開催と随時開催の組み合わせを含めて、95%に上っている。
- 所内ケース会議の開催頻度は週1回程度が46.5%と最も多い。

(1) 進行中のケースについて情報を共有する会議（所内ケース会議など）の開催有無

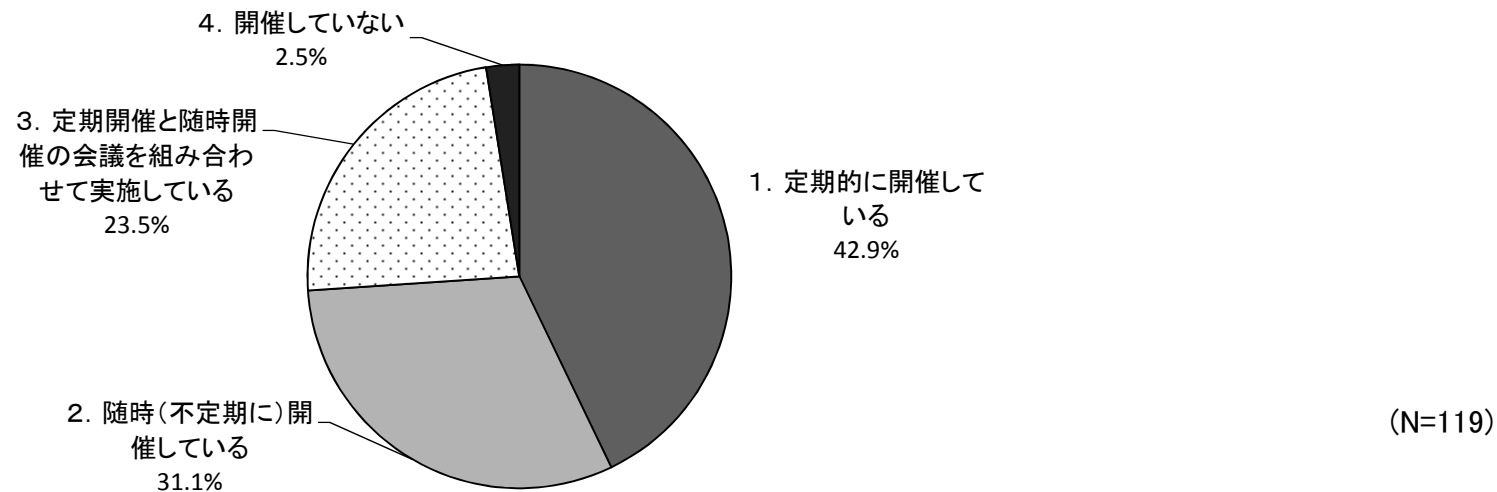


(2) 所内ケース会議の開催頻度

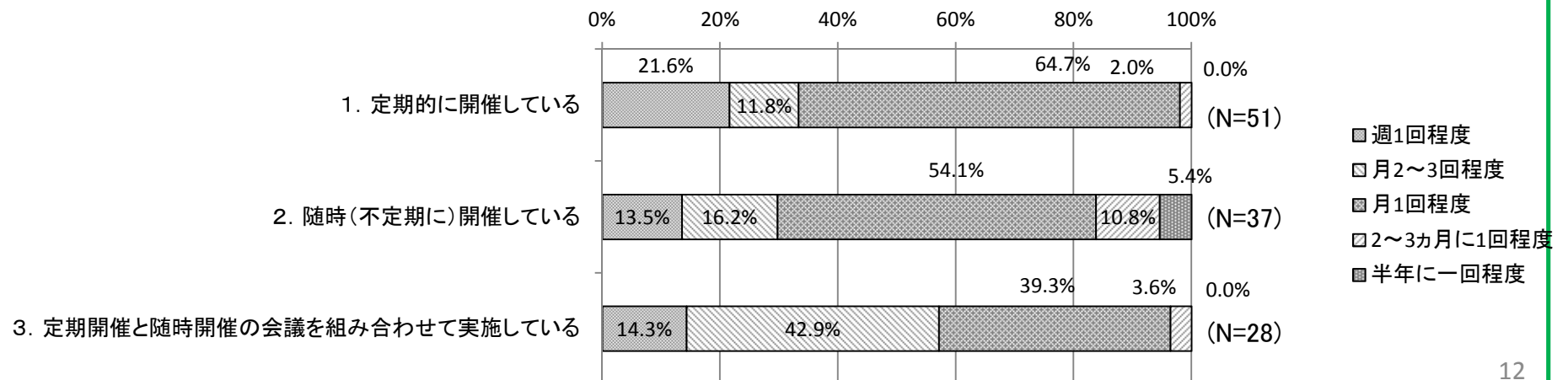


- 支援調整会議については、定期開催が最も多く、42.9%が定期的に支援調整会議を開催している。
- 支援調整会議については、定期開催と随時開催の場合ともに、月1回程度の頻度で開催している自治体が最も多い。
- 定期開催の場合は64.7%、随時開催の場合は54.1%、定期と随時の組み合わせ開催の場合は39.3%が、月1回程度の頻度で支援調整会議を開催している。

(3) 支援調整会議の開催有無

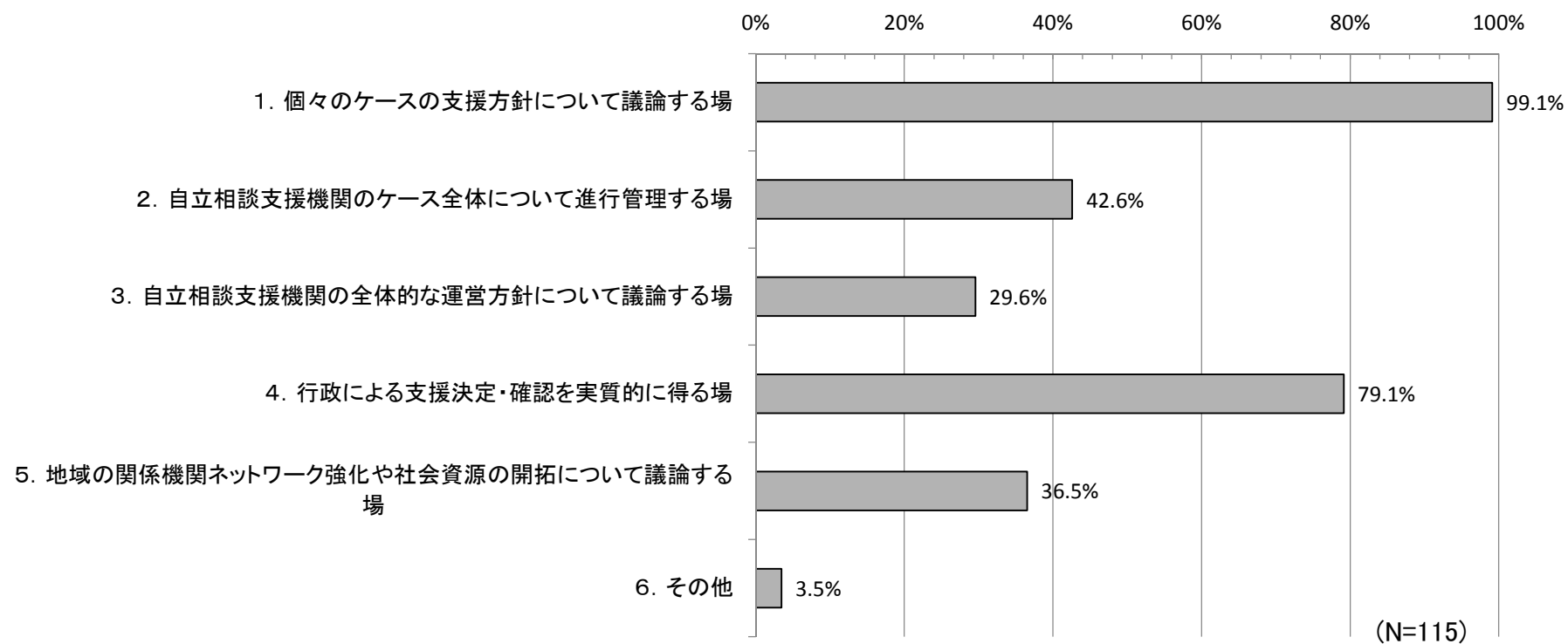


(4) 支援調整会議の開催頻度



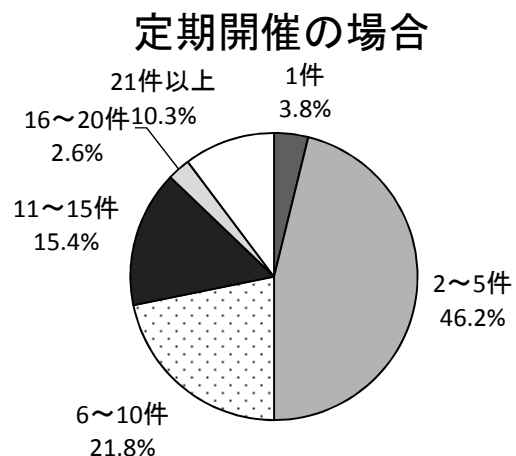
- 各自治体における支援調整会議の位置づけとしては、「個々のケースの支援方針について議論を行う場」という回答が99.1%と最も多く、次に「行政の支援決定・確認を得る場」（79.1%）が多い。

(5) 各自治体における支援調整会議の位置づけ（複数回答）

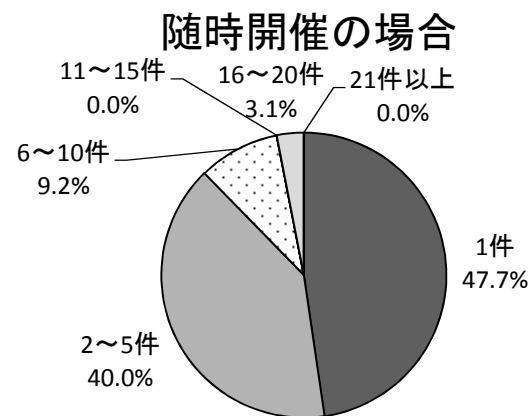


- 支援調整会議 1 回あたりの対応ケース数は、定期開催では 2 ～ 5 件のケースを扱う自治体が 46.2% と最も多く、随時開催の場合は 1 件のみを扱う自治体が最も多く 47.7% にのぼる。
- 支援調整会議の平均所要時間に関して、定期開催の場合は 2 時間以上～2 時間 30 分未満が 43.0% と最も多く、随時開催の場合は、1 時間以上～1 時間 30 分未満が 43.1% と最も多い。

(6) 1 回の支援調整会議において検討を行うケース数（定期開催、随時開催ごとに集計）

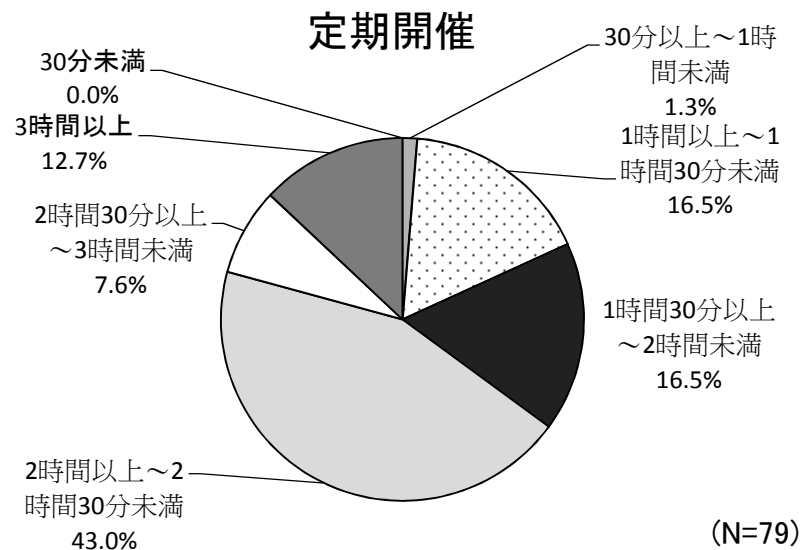


(N=78)

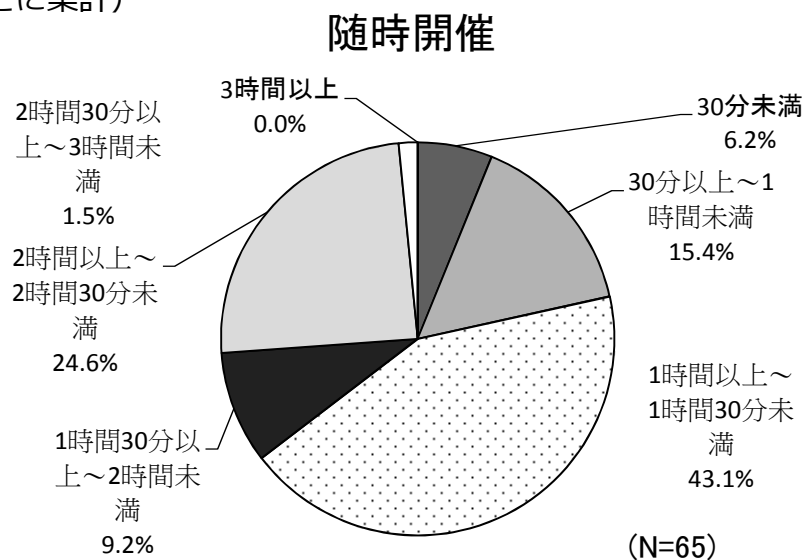


(N=65)

(7) 支援調整会議の平均的な所要時間（定期開催、随時開催ごとに集計）



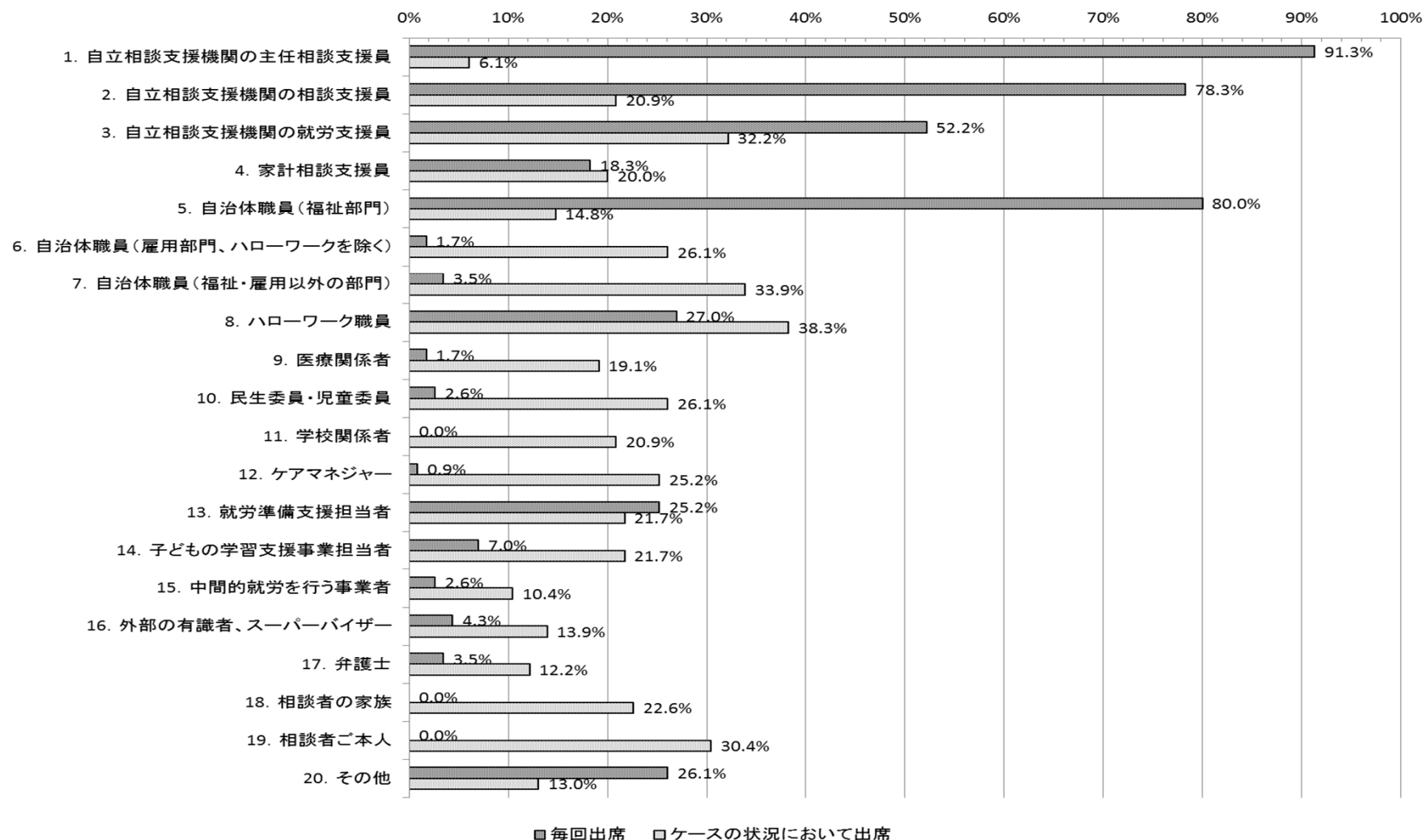
(N=79)



(N=65)

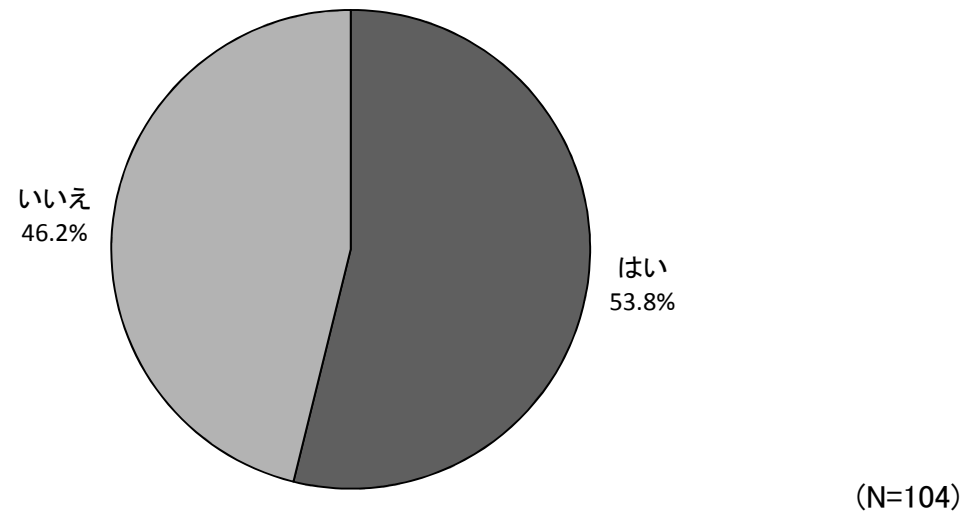
- 支援調整会議の出席者について、毎回出席するのは自立相談支援機関の主任相談支援員（91.3%）、自治体職員（福祉部門）（80.0%）、自立相談支援機関の相談支援員（78.3%）が多い。
- ケースの状況によっては、ハローワーク職員（38.3%）、自治体職員（福祉・雇用以外の部門）（33.9%）が出席している自治体も3割を超える。

（8）支援調整会議の出席者について



○ 家計相談支援事業や、就労準備支援事業を利用しているケースについて、支援調整会議で家計再生プランや就労準備支援プログラムの内容を共有し、内容について協議している自治体は、54.7%である。

(9) 家計相談支援事業や、就労準備支援事業を利用する場合に、支援調整会議において、例えば家計再生プランや、就労準備支援プログラムを共有し、その内容を協議しているか。



アンケート調査から得られた示唆

○ 地域や組織の実情にあった会議運営を

- ・開催方法や開催頻度、参加メンバー、運営方法等は、各地で多様なやり方があります。
- ・初めから支援調会議は「このように開催するもの」と決めつけるのではなく、職場内や自治体と話し合い、試行錯誤を繰り返しながら地域や自治体の実情に即した一番良い方法を模索してください。
- ・今回の研修後も、他自治体の運営方法を積極的に聞いてみてください。本資料に挙げた事例以外にも、さまざまな工夫がされていることが確認できると思います。

○ 多様な機能や役割を付加

支援調整会議は、プランの内容を検討するだけでなく、その他にいろいろな機能を加えて運営をすることができる柔軟性の高いものです。

【例えば】

支援の質の向上に向けた教育的な場
庁内連携の強化
ネットワークづくり
社会資源の発見 など

ぜひ皆さんも、会議の役割を限定せず、地域に良い支援を広げるためのツールとして支援調整会議を活用してください。

（シート 4）

年月	エピソード	自立相談支援の流れ
25 年 12 月頃まで	- 夫婦同行して弁護士に相談、契約。自己破産をする方向で債務整理がスタート。これをきっかけに夫が自立相談支援センターの訪問を受け入れるようになる。 - 長女の就学援助の手続きを支援。 - 長女が学習支援の場で仲間を見つけ、明るさを取り戻す。夜遊びが減り、学校生活も徐々に改善。 - 妻が HW に登録。定期的に職業相談を受ける - 夫が長女の様子に刺激を受け、自分で週末の飲食店でのアルバイトを見つける。 - 家計相談により収支の見通しが立ったことから、妻が夜のパートを辞める - 妻が契約社員で就職する	夫が相談申込み、同意 プラン評価 →評価シート① 再プランの検討
26 年 12 月頃まで	- 夫が HW に登録。定期的に職業相談を受ける。 - シフト勤務をする妻の代わりに夫が自治会の清掃やパトロール当番をこなすようになる - 自治会の祭りで人手不足の話があったことから、妻が夫に促して屋台の手伝いを申し出。家族で焼きそばの屋台を引き受ける。 - 夫が清掃の仕事に就職するが、人間関係のトラブルで離職。再び飲酒を始め、生活が崩れる。うつ症状が見られたため、自立相談支援センターがすすめて精神科を受診。定期的な通院と服薬によりほどなく症状が改善。 - 夫が自立相談支援センターと面談し、「気持ちが焦っていた」とふりかえり。段階的に就職を目指すことも検討していくこととなる。 - 妻が就職して 1 年。契約更新され、勤続の見通しが立つ。	プラン評価 夫を主としたプランの検討
27 年 12 月頃まで	- 長女が高校に合格。高校入学後、ボランティアで学習支援に関わり。長女に誘われて夫も学習支援の場に参加して手伝うようになる - 夫の学習支援の場での子どもたちへの関わりを見て、自立相談支援事業所が就労準備の意味合いを兼ねて障害者支援事業所でのボランティアを提案。夫も興味を示し、参加するようになる。 - 夫の仕事ぶりを評価した障害者支援事業所が調理と支援員をかねた契約職員としての採用を提案し、採用される。 - 障害者支援事業所での雇用が 3 か月を経過する。	評価して終了 →評価シート②

＜後期＞ 相談支援員従事者養成研修

相談支援の展開Ⅲ

平成27年10月9日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

自立支援企画調整官 鎚木 奈津子

支援プロセス

プランの策定

- アセスメントの結果に基づいて、本人の目指す姿（目標）や、本人が取り組むこと、支援内容などについてまとめたもの。
- 本人の主体性を尊重し、本人と支援員が協働で作成する。

プランの修正

本人の状態に大きな変化がなく軽微な修正に留まったり、法に基づく事業等の変更がない場合などに行うもの。

再プラン

本人の状態に大きな変化があり、支援方針に見直しが求められる場合や、プラン評価の結果、継続的な支援が求められる場合等に、再び新たなプランを作成すること。

モニタリング

- 本人の状態や支援の提供状況を定期的に、もしくは随時で確認していくこと。
- モニタリングする事項としては、プランの進行状況、設定した目標の妥当性、支援サービスの提供状況、問題・課題の有無等があげられる。

プランの評価

- プラン策定時に定めた期間が終了した時、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果等を確認・検討すること。
- これを踏まえ、支援を終結させるか、または再プランを策定して支援を継続するかを判断する。

※ プラン評価は、プラン期間の終了時などの節目に正式に行うものであるのに対して、モニタリングは、必要に応じて不断に行われるものである。

終結

- 終結を判断する場合には、①生活困窮の状態が改善し、設定していた目標を達成する目途が立った場合、②生活困窮の状態から脱却できていないものの、大きな課題がある程度解決し、一旦支援を終了しても良いと判断できる場合、③本人からの連絡が途絶えた場合があげられる。
- プラン終結を決定する場合には、本人の意向を確認し、支援調整会議に報告し、その評価を求めるといった、一連のプロセスを経る必要がある。

評価シート

ID			氏名	山田恵子		
※評価回	■初回	□()回目	担当者		評価記入日	平成25年12月25日

■目標の達成状況

※目標の達成状況	家計の把握がすすみ、世帯に必要な収入の目安が立つことにより、転職が実行された。債務整理をきっかけに夫が支援を受け入れ、アルバイトを始める等意欲を取り戻した。長女が学習支援につながり、居場所を見つけて生活が立て直された。
※見られた変化	☐ 医療機関受診開始 ☐ 健康状態の改善 ☐ 障害手帳取得 ☐ 住まいの確保・安定 ☐ 生活保護適用 ■家計の改善 ■債務の整理 ☐ 就労収入増加 ■就労開始(一般就労) ☐ 就労開始(中間的就労) ☐ 職場定着 ☐ 就職活動開始 ☐ 職業訓練の開始、就学 ■社会参加機会の増加 ■生活習慣の改善 ■対人関係・家族関係の改善 ■自立意欲の向上・改善 ☐ 孤立の解消 ■精神の安定 ☐ その他()
現在の状況と残された課題	本人の再就職先への定着。 本人の就職に伴う家庭内での家事等役割分担の調整。 夫の常用就職による世帯収入の増。 長女の高校進学への取り組み。

■法に基づく事業等の利用実績等

法に基づく事業等	利用有無	通算利用実績	利用の効果／継続利用の必要性等
住居確保給付金	☐ 有 ☐ 無	ヵ月	
一時生活支援事業	☐ 有 ☐ 無	日	
家計相談支援事業	■有 ☐ 無	6ヵ月	作成した家計プランが確実に実行されるようモニタリングする
就労準備支援事業	☐ 有 ☐ 無	日	
認定就労訓練事業	☐ 有 ☐ 無	日	

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

本人の希望	☐ 終結を希望 ■継続を希望	スタッフの意見	課題はいくつか残されており、継続の必要がある
-------	--	---------	------------------------

＜支援調整会議における評価実施＞

※支援調整会議開催日	平成 年 月 日	※プラン評価	☐ 終結 ☐ 再プランして継続 ☐ 中断 (決定日:平成 年 月 日)
終結後の対応／再プラン時の留意点	夫の相談同意も得られていることから、本人の職場定着の見極めがついた後に再プランの必要性があれば、夫を中心としたプラン作成を検討する		

＜必要添付書類＞

☐ プラン兼事業等利用申込書

評価シート

ID		氏名	山田 達夫
※評価回	■初回 □()回目	担当者	宇都宮
		評価記入日	平成27年12月20日

■目標の達成状況

※目標の達成状況	長女が高校進学を果たし、家族関係も安定した。 夫が自治会等に積極的に参加し、孤立状態が改善された。 妻は職場に定着し、夫の就職も定着に見通しが立った。
※見られた変化	☐ 医療機関受診開始 ■健康状態の改善 ☐ 障害手帳取得 ☐ 住まいの確保・安定 ☐ 生活保護適用 ■家計の改善 ☐ 債務の整理 ■就労収入増加 ☐ 就労開始(一般就労) ☐ 就労開始(中間的就労) ■職場定着 ☐ 就職活動開始 ☐ 職業訓練の開始、就学 ■社会参加機会の増加 ☐ 生活習慣の改善 ■対人関係・家族関係の改善 ■自立意欲の向上・改善 ■孤立の解消 ■精神の安定 ☐ その他()
現在の状況と 残された課題	将来に備えた貯蓄が望まれるが、適切な家計管理が維持されており、家族で実行していくことは可能と判断される。

■法に基づく事業等の利用実績等

法に基づく事業等	利用有無	通算利用実績	利用の効果／継続利用の必要性等
住居確保給付金	☐ 有 ☐ 無	ヵ月	
一時生活支援事業	☐ 有 ☐ 無	日	
家計相談支援事業	■有 ☐ 無	12ヵ月	定期的なモニタリングにより、適切な家計管理を確認
就労準備支援事業	☐ 有 ☐ 無	日	
認定就労訓練事業	☐ 有 ☐ 無	日	

■プランの終結・継続に関する本人希望・スタッフ意見

本人の希望	■終結を希望 ☐ 継続を希望	スタッフの意見	就労自立に加え、家族関係の回復、自治会等への積極的に参加による孤立の解消等により、終結は妥当
-------	--	---------	--

＜支援調整会議における評価実施＞

※支援調整 会議開催日	平成 年 月 日	※プラン評価	☐ 終結 ☐ 再プランして継続 ☐ 中断 (決定日:平成 年 月 日)
終結後の対応 ／再プラン時 の留意点			

＜必要添付書類＞

☐ プラン兼事業等利用申込書
